証券コード　3984
2019年９月10日

株　主　各　位

東京都港区芝五丁目20番６号
株式会社ユーザーローカル
代表取締役　伊　藤　将　雄

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年９月24日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年９月25日（水曜日）午前10時
（受付開始　午前９時30分）

２．場　　所　東京都港区芝五丁目20番14号
三田鈴木ビル　７階
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

３．目的事項

報告事項　第14期（2018年７月１日から2019年６月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議　　案　取締役1名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.userlocal.jp/ir/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年７月１日から
2019年６月30日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、好調な雇用環境や企業収益の底堅い推移を背景に、緩やかな景気回復傾向にあります。また、個人消費においては、雇用・所得環境の改善を背景に持ち直し、景気は緩やかな回復が持続しております。一方で、米中貿易摩擦や英国のＥＵ離脱などによる企業業績への影響、消費税増税による景気の低迷懸念など、依然として、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社はデータクラウド事業において、当社のコアプロダクトである「User Insight」、「Social Insight」、「Media Insight」、働き方改革を推進するソリューションである「サポートチャットボット」の機能強化及び、ディープラーニングを活用した人工知能ソリューションの開発を目的として、ビッグデータを処理する基幹システムの拡張・強化、アルゴリズムの開発・実装、ビッグデータを解析するデータサイエンティストの教育・育成に注力し、パフォーマンスのさらなる向上に努めてまいりました。

また、営業面においては人員数及び組織的な営業管理体制の両面で強化を行い、新規取引先の開拓等の事業展開に対する販売促進活動に注力してまいりました。

以上の取り組みが奏功し、当事業年度の実績は、売上高1,333,571千円（前期比21.3％増）、営業利益529,855千円（前期比13.4％増）、経常利益529,966千円（前期比13.3％増）、当期純利益325,337千円（前期比8.0％増）となりました。

なお、当社はデータクラウド事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は40,798千円であり、その主なものは、サーバー等の設備新設、SSD、GPU及びパソコンの購入であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑵　直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 11 期 (2016年６月期)	第 12 期 (2017年６月期)	第 13 期 (2018年６月期)	第 14 期 (当事業年度) (2019年６月期)
売　上　高（千円）	783,885	966,595	1,099,036	1,333,571
経　常　利　益（千円）	327,201	377,364	467,583	529,966
当 期 純 利 益（千円）	201,058	260,755	301,010	325,337
１株当たり当期純利益　（円）	61.86	75.23	82.73	44.10
総　資　産（千円）	1,231,618	2,066,340	2,468,046	2,739,478
純　資　産（千円）	1,035,753	1,850,992	2,161,182	2,425,153
１株当たり純資産　（円）	303.46	511.59	591.34	328.25

（注）当社は、2019年７月１日付で普通株式１株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第14期（2019年６月期）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

⑶　重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

③　重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社の今後の経営課題とその対策は以下のとおりであります。

① データベースの強化と効率性向上

当社は「ビッグデータ×人工知能で世界を進化させる」という経営理念のもと、インターネット上に氾濫するビッグデータを収集・解析することで、新しい価値を創造し世の中が進化するための製品創出に取り組んでおります。当社の既存製品で活用されている「ビッグデータに付加価値を付ける機械学習」や「AI」等の技術は、汎用性が高くさらなる学習効果によって既存分野や新分野で以下のような活用が期待できるものと考えております。

既存分野での活用期待	User Insight	・Webサイト訪問者の属性分析を更に迅速化・高度化することで、訪問者毎にサイト内容が変化するリアルタイムパーソナライゼーションを実現し、CVRの向上を図る
	Social Insight	・SNS上でのやり取りを自動化し、マーケティングオートメーションを図る
	Media Insight	・AIを活用することで、より価値のある（多くの人に読まれる）媒体となるように内容によって記事タイトルや添付画像を自動生成又はレコメンド
	サポートチャットボット	・カスタマーサポート等企業受付の自動化

当社はこれらの活用実現に向けてより多くのデータ蓄積やアルゴリズム開発を進めていく方針です。

② 優秀な人材の確保と育成

当社は、事業の安定的・継続的成長のためには、当社の企業文化及び企業理念に合致した志向性を持ち、当社事業を今まで以上に拡充できる高い専門性を有する優秀な人材の確保が不可欠であると認識しております。あわせて、既存人材の能力及び技術の向上が重要な課題と考えております。優秀な人材の確保と能力の底上げのため、今後も長期的なキャリアパスを見据えた研修制度の充実、教育体制の整備を進めていく方針であります。

③　内部管理体制の強化

当社が今後さらなる業容を拡大するためには、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、財務報告に係る内部統制システムの整備をはじめとして、定期的な内部監査の実施によりコンプライアンス体制を強化するとともに、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っていく方針であります。

④　認知度の向上

当社は、これまで広告宣伝活動に頼らず、提供サービスの機能優位性に拠る形での営業活動に専念してまいりました。その結果として、現在、幅広い業種、企業に当社製品を導入していただき、継続的な取引による確固たる顧客基盤の構築を実現することができていると考えております。一方で、更なる成長を続けていくうえでは、当社及び当社サービスの認知度を向上させ、新規案件を獲得していくことが重要であると考えております。今後は広告宣伝活動による積極的な販売促進活動に取り組み、認知度の向上に努める方針であります。

⑤　システムの強化

当社の展開する事業は、膨大なデータを高速に処理する必要があるため、解析ツールの運用に関わるシステムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の構築が重要であると認識しております。当社事業の成長スピードや市場環境の変化に対応し安定した事業運営を行うためには、サーバー設備の強化、並列処理システムの導入等による負荷分散が必要となります。今後も、中長期的視野に立った設備投資を行い、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の維持構築に取り組んでいく方針であります。

⑸ **主要な事業内容**（2019年６月30日現在）

当社は、ビッグデータをわかりやすく分類・解析し、事象間の因果関係をもとに次のアクションに活かすための基盤提供が重要であると考えております。このため当社は、直感的にわかりやすい解析結果として当該ビッグデータを集計・可視化し顧客の「データによる的確な意思決定」をサポートするための解析ツールを開発し、提供しております。

事業区分	事業内容
データクラウド事業	ビッグデータ・AIを活用したマーケティング分析及び業務支援サービスを開発・提供

⑹ **主要な事業所**（2019年６月30日現在）

本社	東京都港区芝五丁目20番６号

⑺ **従業員の状況**（2019年６月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
56名	7名増	27.7歳	2.7年

（注）従業員数はパートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（2019年６月30日現在）

該当事項はありません。

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（2019年６月30日現在）

⑴　**発行可能株式総数**　13,000,000株

⑵　**発行済株式の総数**　3,722,450株

⑶　**株主数**　1,888名

⑷　**大株主**

株主名	持株数	持株比率
伊藤将雄	2,228,200株	60.31%
ＹＪ２号投資事業組合	280,000株	7.57%
渡邊和行	186,000株	5.03%
三上俊輔	88,500株	2.39%
合同会社クリムゾングループ	80,000株	2.16%
中村賀一	54,000株	1.46%
イーストベンチャーズ２号投資事業有限責任組合	53,100株	1.43%
株式会社キーバリュー	50,000株	1.35%
MSIP CLIENT SECURITIES	35,000株	0.94%
日本証券金融株式会社	21,500株	0.58%

（注）１　当社は、自己株式28,427株を保有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。

２　発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

⑸　**その他株式に関する重要な事項**

①　自己株式の取得

当社は、2019年５月13日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

ア．取得対象株式の種類　当社普通株式

イ．取得した株式の総数　27,300株

ウ．取得価額　149,538,500円

エ．取得期間　2019年５月15日～2019年６月13日

② 株式分割の実施

当社は、投資単位当たりの金額を引き下げ投資しやすい環境を整えることにより、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的に、2019年6月30日を基準日、2019年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。これに伴い、発行可能株式総数は26,000,000株、発行済株式総数は7,444,900株となりました。

3．新株予約権等の状況

⑴　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		2016年１月29日	2016年１月29日
新株予約権の数		104,800個（注）１	4,950個（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　104,800株 （新株予約権１個につき１株）	普通株式　4,950株 （新株予約権１個につき１株）
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 1,050円 （１株当たり　1,050円）	新株予約権１個当たり 1,050円 （１株当たり　1,050円）
権利行使期間		2018年２月11日～ 2025年12月31日	2018年２月11日～ 2025年12月31日
行使の条件		（注）２	（注）２
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　34,200個 目的となる株式数 34,200株 保有者数　2名	新株予約権の数　-個 目的となる株式数　-株 保有者数　-名
	社外取締役	新株予約権の数　6,600個 目的となる株式数　6,600株 保有者数　1名	新株予約権の数　-個 目的となる株式数　-株 保有者数　-名
	監査役	新株予約権の数　-個 目的となる株式数　-株 保有者数　-名	新株予約権の数　4,950個 目的となる株式数　4,950株 保有者数　3名

（注）１　事業年度末日における新株予約権の数を記載しております。

２　新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

⑴　新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。

⑵　当社株式が金融商品取引所に上場等していること。

⑶　また、以下の場合権利を喪失するものとする。

①　新株予約権者が権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき。

②　新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。

③　新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき。

④　新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき。

⑤　新株予約権者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。

		第５回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		2016年６月14日	2016年６月14日
新株予約権の数		72,700個（注）1	3,250個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　72,700株 （新株予約権１個につき１株）	普通株式　3,250株 （新株予約権１個につき１株）
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 1,300円 （１株当たり　1,300円）	新株予約権１個当たり 1,300円 （１株当たり　1,300円）
権利行使期間		2018年７月１日～ 2026年５月31日	2018年７月１日～ 2026年５月31日
行使の条件		（注）2	（注）2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　2,500個 目的となる株式数　2,500株 保有者数　1名	新株予約権の数　-個 目的となる株式数　-株 保有者数　-名
	社外取締役	新株予約権の数　2,500個 目的となる株式数　2,500株 保有者数　1名	新株予約権の数　-個 目的となる株式数　-株 保有者数　-名
	監査役	新株予約権の数　-個 目的となる株式数　-株 保有者数　-名	新株予約権の数　3,250個 目的となる株式数　3,250株 保有者数　2名

（注）1　事業年度末日における新株予約権の数を記載しております。

2　新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

⑴　新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。

⑵　当社株式が金融商品取引所に上場等していること。

⑶　また、以下の場合権利を喪失するものとする。

①　新株予約権者が権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき。

②　新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。

③　新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき。

④　新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき。

⑤　新株予約権者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。

⑵　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴　取締役及び監査役の状況（2019年６月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	伊藤将雄	経営・企画全般担当
取締役	渡邊和行	COOコーポレートセールス部長
取締役	岩本大輔	CFO管理部長
取締役	小澤隆生	アスクル株式会社社外取締役 ヤフー株式会社取締役 バリューコマース株式会社取締役
常勤監査役	渡辺智美	
監査役	中村賀一	株式会社エンバイオ・ホールディングス取締役 株式会社ネオキャリア社外監査役 株式会社イデアル社外監査役
監査役	田中裕幸	田中法律会計税務事務所所長 ビープラッツ株式会社社外監査役

（注）１　取締役小澤隆生氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２　監査役渡辺智美氏、中村賀一氏及び田中裕幸氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３　常勤監査役渡辺智美氏は、米国公認会計士として監査法人での実務経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役中村賀一氏及び田中裕幸氏は、公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４　当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役小澤隆生氏、監査役渡辺智美氏、監査役中村賀一氏及び監査役田中裕幸氏につきましては、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とし、その額を超える部分について免責することとしております。

⑶　取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役	3名	52,830千円
監査役 （うち社外監査役）	3名 (3名)	4,620千円 (4,620千円)
合計 （うち社外役員）	6名 (3名)	57,450千円 (4,620千円)

（注）1　取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2　取締役の報酬限度額は、2014年10月10日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議しております。

3　監査役の報酬限度額は、2014年10月10日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。

4　社外取締役については、報酬は支払っておりません。

⑷　社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役小澤隆生氏は、アスクル株式会社の社外取締役、ヤフー株式会社の取締役及びバリューコマース株式会社の取締役を兼務しております。ヤフー株式会社は当社の取引先でありますが、一般の取引条件と同様であります。なお、当社とアスクル株式会社及びバリューコマース株式会社との間には特別な関係はありません。

社外監査役中村賀一氏は、株式会社エンバイオ・ホールディングスの取締役、株式会社ネオキャリアの社外監査役及び株式会社イデアルの社外監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社エンバイオ・ホールディングス、株式会社ネオキャリア及び株式会社イデアルとの間には特別な関係はありません。

社外監査役田中裕幸氏は、田中法律会計税務事務所の所長及びビープラッツ株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と田中法律会計税務事務所及びビープラッツ株式会社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　小　澤　隆　生	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験から、経営判断や事業方針、資本政策等に対し発言を行っております。
監査役　渡　辺　智　美	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会13回全てに出席し、主に米国公認会計士として培われた専門的な知識・経験などから適宜必要な助言を行っております。
監査役　中　村　賀　一	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会13回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から議案・審議について適宜必要な助言を行っております。
監査役　田　中　裕　幸	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会13回全てに出席し、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から議案・審議について適宜必要な助言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴　名称

EY新日本有限責任監査法人

⑵　報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

（注）1　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2　監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶　非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑴　法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして定期的に開催されるリスク管理委員会を通して取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。

⑵　外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を制定し、法令、定款違反等の行為の未然防止及び早期発見を図るとともに、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。

⑶　内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認のうえ、代表取締役に報告する。

⑷　反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」及び各種マニュアルを制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内に周知徹底する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

⑴　取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存・管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。

⑵　またデータ化された機密情報については、当社「情報システム運用規程」並びに「ネットワークセキュリティ規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴　当社はコーポレートリスクの適切な把握並びに啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づいて管理部長を委員長とするリスク管理委員会を組織する。

⑵　リスク管理委員会は定期的に開催し、当社業務推進上のリスクの把握並びにリスクへの対策を協議し、その結果を必要に応じて社内通知する。
⑶　なおリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長を統括責任者とした緊急事態対応体制を敷き、早期の回復に努める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴　当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
⑵　当社は「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき担当取締役並びに各部門長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
⑶　取締役会は、中期経営計画及び年度予算等を策定し、これらに基づいた業績管理を行う。

5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
⑴　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
⑵　当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役並びに所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。
⑶　当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。

6．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及びその他の監査役への報告に関する体制
⑴　取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
⑵　代表取締役社長その他取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、当社にコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るもの

とする。

⑶　監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。

⑷　取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

⑸　監査役は内部通報窓口である顧問弁護士との情報交換を定期的に行い、重大なコンプライアンス懸念がある事象については、詳細確認を行う。

⑹　監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

7．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

⑴　監査役監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査役より管理部門に見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。

⑵　当該予算を超過する費用については、事前に監査役より管理部門宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経たうえで支給する。

⑶　なお上記の支給方法は前払い・後払いいずれの方法も可能とする。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴　取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連係できる環境を構築する。

⑵　監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、監査の効率化に努める。

9．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

10．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

⑴　当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。

⑵　反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、必要に応じて改善を進めております。

②　コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

③　リスク管理体制

リスク管理委員会において、当社各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④　内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

7．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

貸借対照表

（2019年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,572,711**	**流動負債**	**314,325**
現金及び預金	2,446,192	未払金	35,044
売掛金	84,456	未払法人税等	111,827
前払費用	42,291	前受金	129,375
貸倒引当金	△228	預り金	7,769
		未払消費税等	24,089
		その他の流動負債	6,218
固定資産	**166,767**	**負債合計**	**314,325**
有形固定資産	**52,578**	（純資産の部）	
建物附属設備	7,704	**株主資本**	**2,425,153**
工具、器具及び備品	44,873	**資本金**	**578,469**
		資本剰余金	**563,469**
投資その他の資産	**114,189**	資本準備金	563,469
差入保証金	32,251	**利益剰余金**	**1,433,326**
保険積立金	35,648	その他利益剰余金	1,433,326
		繰越利益剰余金	1,433,326
長期前払費用	22,430	**自己株式**	**△150,112**
繰延税金資産	23,859	**純資産合計**	**2,425,153**
資産合計	**2,739,478**	**負債・純資産合計**	**2,739,478**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2018年7月1日から 2019年6月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,333,571**
売上原価		**136,500**
売上総利益		**1,197,071**
販売費及び一般管理費		**667,215**
営業利益		**529,855**
営業外収益		
受取利息	110	110
経常利益		**529,966**
特別損失		
投資有価証券評価損	29,549	29,549
税引前当期純利益		**500,416**
法人税、住民税及び事業税	188,674	
法人税等調整額	△13,596	175,078
当期純利益		**325,337**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年7月1日から
2019年6月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	534,097	519,097	519,097	1,107,988	1,107,988	－
当期変動額						
新株の発行	44,372	44,372	44,372			
当期純利益				325,337	325,337	
自己株式の取得						△150,112
当期変動額合計	44,372	44,372	44,372	325,337	325,337	△150,112
当期末残高	578,469	563,469	563,469	1,433,326	1,433,326	△150,112

	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	2,161,182	2,161,182
当期変動額		
新株の発行	88,745	88,745
当期純利益	325,337	325,337
自己株式の取得	△150,112	△150,112
当期変動額合計	263,970	263,970
当期末残高	2,425,153	2,425,153

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

移動平均法による原価法により評価しています。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法（ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	３年
工具、器具及び備品	３年～８年

②　無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑷　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年２月16日。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

3．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　125,233千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1)　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,654,700株	67,750株	―	3,722,450株

（注）1　2018年7月1日から2019年6月30日までの間に新株予約権の行使により発行済株式総数が59,150株、資本金及び資本準備金がそれぞれ17,497千円増加しております。

2　特定譲渡制限付株式の発行により8,600株が増加しております。

発行価格　6,250円

資本組入額　3,125円

(2)　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	―	28,427株	―	28,427株

（注）普通株式の自己株式の増加事由は以下のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得　27,300株

単元未満株式の買取　127株

特定譲渡制限付株式の無償取得　1,000株

(3)　剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4)　当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　185,700株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	9,048千円
未払事業税	6,021千円
株式報酬費用	2,828千円
その他	5,961千円
繰延税金資産合計	23,859千円
繰延税金資産の純額	23,859千円

6．金融商品に関する注記

(1)　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク

預金については、高い信用格付けを有する金融機関のみと取引を行っております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は１年以内の支払期日でありますが、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスク）の管理

当社は、未払金について、資金繰表を作成することにより管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2019年６月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴ 現金及び預金	2,446,192	2,446,192	—
⑵ 売掛金	84,456		
貸倒引当金	△228		
小計	84,228	84,228	—
資産計	2,530,420	2,530,420	—
⑶ 未払金	35,044	35,044	—
⑷ 未払法人税等	111,827	111,827	—
負債計	146,871	146,871	—

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　売掛金、⑶　未払金、⑷　未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

７．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

８．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　328円25銭

⑵　１株当たり当期純利益　44円10銭

（注）当社は、2019年７月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「１株当たり純資産額」「１株当たり当期純利益」を算定しております。

９．重要な後発事象に関する注記

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、2019年５月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年７月１日付で株式分割を行っております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

１．株式分割の目的

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整えるため、株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものであります。

２．株式分割の概要

⑴　株式分割の方法

2019年６月30日（日曜日）（但し、当日は株主名簿管理人の休業日となるため、実質的には2019年６月28日（金曜日））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、１株につき２株の割合をもって分割いたします。

⑵　分割により増加する株式数

①　株式分割前の発行済株式総数　3,722,450株
②　今回の分割により増加する株式数　3,722,450株
③　株式分割後の発行済株式総数　7,444,900株
④　株式分割後の発行可能株式総数　26,000,000株

３．日程

⑴　基準日公告日　2019年６月14日（金曜日）
⑵　基準日　2019年６月30日（日曜日）
⑶　効力発生日　2019年７月１日（月曜日）

４．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たりの純資産額　328円25銭
⑵　１株当たりの当期純利益　44円10銭

（注）当社は、2019年７月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を実施しております。なお、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

５．定款の一部変更

⑴　定款変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づく取締役会決議により、2019年７月１日（月曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

⑵　定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりとなります。（下線部分は変更箇所となります。）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は、<u>1,300万株</u>とする。	（発行可能株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は、<u>2,600万株</u>とする。

⑶　日程
効力発生日 2019年７月１日（月曜日）

６．資本金の額の変更
今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

７．新株予約権の行使価格の調整
2019年７月１日以降に行使する新株予約権の行使価格を以下のとおり調整いたします。

名称	調整前行使価格	調整後行使価格
第３回新株予約権	1,050円	525円
第４回新株予約権	1,050円	525円
第５回新株予約権	1,300円	650円
第６回新株予約権	1,300円	650円

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年８月26日

株式会社ユーザーローカル
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　齊　藤　直　人　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　重　義　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ユーザーローカルの2018年７月１日から2019年６月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年7月1日から2019年6月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

⑴ 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

⑵ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

⑶ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

一．事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二．取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三．内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年８月28日

株式会社ユーザーローカル　監査役会

社外監査役（常勤監査役）　渡　辺　智　美　㊞

社　外　監　査　役　中　村　賀　一　㊞

社　外　監　査　役　田　中　裕　幸　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案　取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役として取締役を1名増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
松崎良太（まつざきりょうた） （1968年11月14日）	1991年４月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 2000年２月　楽天株式会社入社 2011年２月　サードギア株式会社設立代表取締役（現任） 2011年11月　株式会社クラウドワークス取締役 2013年２月　きびだんご株式会社設立代表取締役（現任） 2016年１月　株式会社シンクロ・フード社外取締役（現行）	0株

（注）1　候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2　松崎良太氏は、社外取締役候補者であります。

3　松崎良太氏を社外取締役候補者とした理由は、金融業界やIT業界での幅広いご経験、及びグローバルで見識を有しており、当社の経営に関して的確な助言を頂けるものと考え、社外取締役に選任しております。

4　当社は、松崎良太氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

5　当社は、松崎良太氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：三田鈴木ビル　７階
東京都港区芝五丁目20番14号
電話 03-6435-2167

地下鉄：三田駅（都営三田線・都営浅草線）Ａ３出口　徒歩１分
JR京浜東北線・山手線：田町駅三田口（西口）　徒歩２分

※会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。